

**小学生向け公共交通出前教室実施支援事業
企画競争実施要領**

平成30年6月

八戸市地域公共交通会議

この要領は、八戸市地域公共交通会議が実施する八戸市地域公共交通網形成計画に掲げる「『育てる公共交通』実践・普及プロジェクト」として実施する「小学生向け公共交通出前教室実施支援事業」の委託にあたり、最も効果的・効率的な業務の遂行が期待でき、高いクオリティとパフォーマンスを発揮し得る業者の選定を行うために実施する企画競争に関して必要な事項を定めたものです。

実施要領

1. 業務概要

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 小学生向け公共交通出前教室実施支援事業 |
| (2) 業務の内容 | 別紙3「小学生向け公共交通出前教室実施線事業 仕様書」
のとおり |
| (3) 業務の履行期限 | 契約締結日から平成31年3月末日までとする。 |
| (4) 支出予定委託料 | 605,000円以内（消費税込） |

2. 委託者選定方法

企画提案書の公募によるプロポーザル方式

3. 参加資格

公募に参加する者は次の全てに該当すること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 平成30年度八戸市競争入札参加資格者名簿の交通関係調査業務に登録されていること。
- (3) 八戸市内に本社あるいは支社・支店・事務所等を設置する法人であること。
- (4) 市税並びに法人税・所得税・消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に該当する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

4. 選定スケジュール

- | | |
|---------|------------------------|
| ●公募期間 | 平成30年6月25日（月）～同7月6日（金） |
| ●質問受付期限 | 同7月2日（月） |
| ●審査 | 同7月初旬～中旬 |
| ●結果通知 | 同7月中旬～下旬 |
| ●契約締結 | 同7月下旬～8月初旬 |

5. 主催者及び事務局

- (1) 主催者 八戸市地域公共交通会議
- (2) 事務局 八戸市都市整備部都市政策課交通政策グループ
所在地 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号
電 話 0178-43-2111 (内線 4713)
F A X 0178-41-2302
Eメールアドレス toshisei@city.hachinohe.aomori.jp

6. 応募手続

(1) 提出書類

応募者は、別表1に掲げる書類を提出するものとし、書類の全ては日本工業規格A4版サイズとする。なお、提出する書類は、可能な限り具体的な表現方法で作成することとし、7.(3)に定める審査項目と提案内容の関係が、明確に判断できるようにするものとする。

(2) 提出方法

提出書類は、持参または郵送により、事務局まで6部(正本1部、写し5部)提出するとともに、そのデータ(サイズは原則5MB以下)について、電子メールにて送信すること(データを保存したCD-R等を同封することでも可)。

なお、提出された書類及びデータの返還はしないものとする。

(3) 提出期限

平成30年7月6日(金)17時必着とし、期限に遅れた提案書類は、その追加及び修正を含め、いかなる理由があっても受理しない。

(4) 企画競争実施要領説明会

当該企画競争については、説明会は実施しない。

(5) 企画提案に要する質疑

企画競争に応募の意志がある者は、主催者に対して書面(様式任意)にて質疑を行うことができる。質疑期限は6月2日(月)17時とする。6月4日(水)までに、応募業者全てに対して、電子メールにより回答予定。

7. 審査および委託予定業者の選定

(1) 審査の実施主体

主催者は、八戸市地域公共交通会議会長、八戸市地域公共交通会議事務局長、バス事業者(八戸市交通部・岩手県北自動車株式会社)2名の4名からなる審査員に諮り、審査を行う予定である(審査員への依頼はこれから行うため、構成員が変更になる場合もある)。

(2) 審査方法

審査は、提出された企画提案書について、書面審査を行う。提出書類を総合的に

審査し、最高評価の応募者を委託予定業者として選定する。

(3) 審査項目・評価基準

審査項目とその評価基準は別表2、審査項目毎の配点は別表3のとおりとする。

(4) 審査結果

審査の結果は、応募者全員に対し文書で通知する。

(5) その他

- ① 上記の審査の結果、最高評価の企画提案が複数あった場合は、審査員の協議により、委託予定業者を選定する。
- ② 応募者が一者のみであった場合は、評価が基準点以上の場合に限り、最高評価者とし、委託予定業者として選定する。
- ③ 基準点の積算方法は、「評価の程度：3点×審査項目数×審査員数」とする。
- ④ 審査結果に影響を与えるよう故意に工作することなどの、適正な審査を妨害する行為があった場合は、その応募者を失格とする。
- ⑤ 企画競争の応募に関わるあらゆる費用については、応募者が負担するものとし、主催者はその一切について費用負担は行わない。また、応募者からの提出書類について、主催者はこれを返却しない。
- ⑥ 企画提案書等の提出後に辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出すること。辞退した場合、主催者は辞退者に対して、今後不利な取り扱いはしないものとする。

附 則

この要項は、平成30年6月25日から適用する。

別表 1 (6. (1) 関係)

提出書類

提出書類	作成方法
(1) 企画競争申込書	別記様式 1 による。
(2) 企画提案書	<p>企画提案書に記載すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>① 企画提案の概要及び応募者のセールスポイント等を適宜図や表等を用いて 1 ページにまとめた表紙 (ポンチ絵等)</p> <p>② 業務実施計画</p> <p>ア. 業務スケジュール (工程計画)</p> <p>イ. 業務内容に関する技術提案</p> <p>※業務内容に対する具体的手法及び手法検討時の視点</p> <p>ウ. その他の提案</p> <p>③ 受託業務実績</p> <p>ア. 同種・類似業務の受託実績</p> <p>④ 業務実施体制</p> <p>ア. 業務担当者の所属、職・氏名、年齢</p> <p>イ. 業務担当者の資格、業務経歴及び現在受託している業務の状況</p> <p>提案書のページ数は、表紙を含め、最大 15 ページとすること。</p>
(3) 参考見積書 (収支計画積算書)	消費税込みの業務経費総額とともに積算内訳を示すこと。委託契約の締結時には、改めて見積合わせを行うので、過不足なく積算すること。

別表 2 (7. (3) 関係)

審査項目・評価基準

審査項目	評価基準
①業務内容の理解度	業務の趣旨、目的及び履行内容について十分に理解していること
②提案内容の妥当性	提案内容に創意工夫がみられ、目的を達成するための実施方法・手法として優れていること
③業務遂行の安定性	企画提案、業務実施体制及び見積書等から総合的に判断し、業務を安定的に遂行できるものと判断できること
④経費積算の合理性	業務計画に見合って、過不足なく妥当な経費が見積もられていること（ただし、見積総額の多寡を評価するものではない）

別表 3 (7. (3) 関係)

審査項目毎の配点

評価の程度	点 数
非常に優れている	5 点
優れている	4 点
普通	3 点
劣っている	2 点
非常に劣っている	1 点
評価に値しない（各審査項目について、理解度・能力の程度等が著しく欠如している）	0 点